

日本の「防衛政策」——転換への視点

水島朝穂●みずしま・あさほ●早稲田大学教授

一 はじめに

私に与えられたテーマは、日本の「防衛政策」である(1)。「世紀の転換点」に立つてこの問題を考えるとすれば、長期的な視野から、二世紀の平和・安全保障をめぐる「パラダイムの転換」と、それが憲法の世界に及ぼす影響について探ることが有益だろう。その際、今後の日本の「防衛政策」が展開するなかで問題となるであろう論点を先取的に示すことも必要だろう。国連の変化、アジアにおける地域的安全保障の可能性、日米安保体制の変容、憲法改正をめぐる状況等々、いずれもが可変的要素を多分に含み、予測はなかなか困難である。とはいえ、問題の兆候は、すでにさまざまな領域にあ

らわれている。ヨーロッパ(とくにドイツ)との比較の視点をキープしながら、日本の「防衛政策」をとりまく環境および今後のありようについて考えてみたい。その際、「防衛政策」それ自体への言及は最小限にとどめ、むしろその歴史的意味づけに重点を置いた叙述になることをお断りしておきたい。

二 「防衛政策」をとりまく環境の変化

1 一六四八年のウェストフリア講和条約は、国際紛争解決の最初のモデルとされ、ヨーロッパ領域秩序の基礎を打ち立てたとされる。そこでは、国家による「暴力の独占」、すなわち国家のみが対内的および対外的な暴力行使の権限を有すること

が明確にされると同時に、平和破壊者に対する集団制裁の思想の萌芽も見られた(ミュンスター条約一六四八条(2))。こうして始まった国民国家の時代は、主権を有する国家間の戦争の繰り返しだった。軍事技術の発達に伴い、犠牲者の数も増大していく。

一九世紀末になって、各国は戦争を抑止し、それに対して制約を課すことに共通の意義を見いだすに至った。この点で重要な出発点となったのが、一八九九年にオランダのハーグ(Den Haag)で開かれた第一回ハーグ平和会議である。一〇〇年前の「世紀の転換点」に行われたこの会議を契機に、「国際紛争平和的処理条約」(一九〇七年)が生まれ、また「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」(同)など戦時国際法の体系が発展

の一方で、冷戦の刻印を満身に帯びたNATOや日米安保体制が、冷戦後の存在証明をはかるため、自らの「再定義」を行いつつ、拡張傾向を示している。

張」として捉えた現象は、ニュージーランド戦略研究所長T・オブライエンによれば、大要こう捉えられる(6)。すなわち、ニュージーランドのような「中級国家」から見れば、アジア太平洋の安全保障を規定する三つの「ビッグパワー」のトラ

可避)、アジアに軸足を置いた平和・安全保障の枠組みづくりに努力するの。か。そういう状況の変化は、この国の「防衛政策」の正當化にもさまざまな影響を与えている。

三 「防衛政策」の意味づけの変容

同時に、二〇世紀の前半は、軍事技術面で質的变化が生じた時代でもあった。核兵器の登場である。国連憲章の調印日は、広島に原爆が投下される四日前だった。その意味では、国連憲章は「通常兵器の時代」の産物と言える。国連自身の「暴力」の使用(憲章七章)と自衛権の容認は、あくまでも通常兵器の世界の事柄である。それに対して、日本国憲法が一切の軍事的切り札を放棄した根底には、人類初の悲惨な「核体験」が沈殿している(3)。

二〇世紀の後半の世界は、最後の二〇年間を除いて、冷戦構造によって深く刻印された。日米安保体制と自衛隊はまさに「冷戦の子」であった。日本の「防衛政策」もまた、この冷戦構造のなかで、とりわけアメリカの戦略の転換に規定されながら展開してきた。

二〇世紀末期には「冷たい戦争」が終わり、「熱い平和」(Heißer Frieden)の時代に入ったとも言われる(4)。二一世紀の「紛争の構成(かたち)」について、ノルウェーの平和学者J・ガルトゥングは次の四点を指摘する。(1)NATOとAMPOの拡張(地球軍事的構成)、(2)世界的規模での経済危機(地球経済的構成)、(3)諸国家と諸国民の間の対立(地球政治的構成)、(4)キリスト教とイスラムの間の対立(地球文化的構成)、である(5)。ここで注目されるのは、ガルトゥングがNATOと並列させて、AMPO(アンボ、すなわち日米安保体制の拡張に言及している点である。そして、ガルトゥングは、NATO内部の自己保存と拡張への衝動(東方拡大)とAMPO(日米安保体制)の西方拡大(米軍に対する日本の兵站支援という形で)に注目する。

1 自衛権の存在から「自衛のための必要最小限度の実力」の合憲性を導出する一九五四年政府解釈は、「必要最小限度」という概念の柔軟性(国際情勢と兵器水準で変わらる)が効奏して、半世紀近くの間、自衛隊と「防衛政策」を正當化してきた。その応用範囲は広く、保有できない兵器の種類(戦略爆撃機、攻撃型空母など)や自衛隊の行動形態に伴う各種問題から、集団的自衛権行使の違憲解釈に至るまで、すべてこの解釈に軸足を置いて処理されてきたと言えるだろう。

二〇世紀半ばに生まれた国連の集団安全保障の枠組は、ヨーロッパのレヴェルでは、冷戦下の一九七五年に誕生した欧州安保協力機構(OSCE)。当初はCSCCE)という多極的地域安全保障機構によって支えられながら、着実に発展している。そ

ガルトゥングが「AMPOの拡張」

二一世紀も「AMPOの拡張」で

だが、二一世紀における自衛隊(名称変更も射程に入れつつ)のあり

前現実)の脅威」がなくなった以上、「無い脅威」ヴァーチャル・リアリティーの脅威」で説明するのはかなり困難を伴う(11)。

そこで、「脅威」の発生源として、「非国家的アクター」が注目されてくる。一九九五年一月に閣議決定された「新防衛計画大綱」も、災害・テロなどを含む「多様な事態」への対応を挙げている。ただ、「国家テロ」に対する自衛のレベルと、「私的」な国際テロに対する軍事出動のレベルとは、区別が必要とされる(12)。前者の場合は、自衛権の延長線上で理論上処理可能だが、後者の場合は必ずしも明確ではないからである。「テロ対策」ということで、自衛隊の任務を安易に拡大すべきではないだろう。

災害派遣についても同様である。災害対策は自治体とその広域的な協力・支援態勢を軸に強化されるべきである(緊急消防援助隊など)。従来から災害派遣は、「防衛」を本務とする自衛隊の「余技」であるという発想が主流だったが、軍隊は社会のニーズに対応して多機能化すべきで、災害派遣は本務と位置づけるべ

きだとする部内の議論もある(13)。筆者は最終的には、自衛隊の災害救助隊などへの「解編」(conversion)を提言している(14)。

4 冷戦後の新しい状況は、自衛隊の組織・装備・運用思想にも確実に影響を与えている。ドイツがEU介入軍の二〇％を分担する関係から、連邦軍の人員の半数以上を危機対応部隊(KRK)にはりつける計画も出されている。もはや「国防」軍ではない、との批判が出る所以である。

緊急展開部隊は、強力な打撃力を保持しながら、迅速性、機動性、柔軟性の要請に応え、短期間に相手に決定的インパクト(象徴的な破壊の程度でよい)を与え、国内世論が批判的論調に移行する前に、速やかに離脱する。自衛隊の装備の面でも、最短の時間的消費で、最大限の物量を必要な地域に展開することを可能にする長距離輸送機(C17など)や、大量の物資・兵員を輸送できる大型LST(強襲揚陸艦)、海外での作戦を支援できる「防衛型空母」、集中治療室と病室をもつ大型病院船などの導入がやがて焦点になってく

るだろう。軍事的な海外展開能力の保持は「質的軍拡」の側面をもつ。「自衛のための必要最小限度」の論理で説明することはますます困難となる。武力による威嚇の手段としての機能が期待されており、憲法上多大の疑義があることを指摘しておきたい。

なお、陸自は、平成一三年度業務計画案に、九州・沖縄地方の島嶼部の防衛・警備のための「西部方面普通科連隊」(相浦駐屯地、六六〇人)の新編を盛り込んだ(15)。島嶼部に空中機動などで迅速展開する部隊とされる。レンジャー特技保有者を選び、ゲリラや特殊部隊への対処能力を高めている(三個中隊編成。各一個小隊はレンジャー部隊)。今後の運用次第では、緊急展開部隊としての機能を持たせる可能性もある。

四 憲法九条をめぐる議論の流動化状況

1 では、憲法九条と自衛隊をめぐる状況のなかで、憲法学はこれにどう応接してきただろうか。

憲法解釈論のレベルでは、自衛隊違憲論は依然として憲法学の多数を占めている。かつては「武力によらざる自衛権」が通説と言われたが、近年では自衛権否定説が次第に支持を集めてきている(16)。神戸の震災体験を基礎に、自衛権否定説からさらに進んで、国家安全保障から「人間の安全保障」への転換を解釈論レベルで主張する見解もあらわれた(17)。また、憲法政策論のレベルでは、自衛隊違憲論に立脚しつつ、自衛隊問題解決の積極的な政策提言を行うものもある(18)。

そうしたなか、憲法九条をめぐる憲法学の状況も微妙に変化している。八〇年代に、憲法変遷論をラフに利用して自衛隊合憲論に転進したケースがあったが(19)、九〇年代になり、「現実主義」的な見解がさまざまに唱えられるようになった。

八〇年代の早い時期には、「非戦力的武力合憲論」ともいうべき説が登場する。これは、自衛権の存在を認める以上、国家・国民に対する急迫または現実の不法な侵害に対して、他の手段では対処できず、かつ危害排除のため最小限度にとどまることを条件に、武力を行使すること

決形態」として、憲法九条の明文改正のほかに、自衛権に軸足を置いた一九五四年政府解釈を変更して、国際協調主義、あるいは「グローバルな公共性」(グローバル(地球規模)とローカル(地域)の共棲)という視点から、自衛隊の合憲性を弁証する方法があり得る。自国の「防衛」から、地域の安定や地球規模の問題へのコミットメントなど、冷戦後の「国防」軍の転換は、各国ともほぼこの方向である。日本の「防衛政策」に与える転換は、日米安保共同宣言(一九六六年)であった。

この共同宣言において、日米安保体制の目的が、「アジア・太平洋地域」の「死活的」利益の確保にあることが明確にされた。その実行プランである日米新ガイドラインと、その関連国内法の整備もひとまず完了した(一九九三年三月三日、船舶検査法成立)。思えば、このガイドライン関連法、とりわけ周辺事態法の審議過程で、政府側は一貫して、周辺事態の地理的概念性の否定に固執してきた。なぜか。その理由は、ヨーロッパの動きを見ると理解できるだろう。

2 NATO条約は集団的自衛権のシステムであるから、武力攻撃の対象地域が明確に定められている(六条)。逆に言えば、NATO条約には、冷戦後の地域紛争に対処する上で柔軟性を欠く面がある。そこで、まず、一九九七年から「東方拡大」という形で旧ワルシャワ条約機構諸国のなかの「筋のいい」国々を傘下に加えつつ、冷戦型集団防衛機構から地域紛争対処機構への脱皮をはかったわけである。そのなかで、一九九九年ユーゴ空爆が行われた。これは、「新NATOの最初の試験」と言われ、NATOによる地域紛争対処の先例作りが最大の目的だった。

他方、一九九九年五月一日に発効した欧州連合(EU)アムステルダム条約は、EUに対して、「共通の防衛に通じうるような……共通の防衛政策」を義務づけた(8)。これに基づき、二〇〇三年までに、EUは独自の危機対応部隊を編成する。規模は兵員五万八〇〇〇人(ドイツが兵員の二〇％を分担)。航空機や艦船も保有し、六〇日以内で緊急展開する。NATOの第一次優先権も約束

されている。「EU介入軍はNATOが関与しないときのみ出動する」と。NATOとの分担関係がまだ未整理の部分を残すとはいえず、EU自身の「死活的利益」に関わる領域に、EU介入軍が独自に展開する方向が明確にされたわけである。そこには、NATO条約六条のような地理的限定はない。危機が発生し、かつそれがEUの利益に死活的な重要性があると認められれば足りる。その範囲は、ブリュッセルから四〇〇〇キロ。すなわち、アフリカ全域、中東、そして旧ソ連地域(カフカース地方)に及ぶという(9)。

一方、日米共同宣言「新ガイドライン」によって、「極東」から「アジア・太平洋」へと日本の担任領域が拡大されたことの意味は大きい。重要な市場であり、かつ原料資源の「宝庫」であるこの地域を、アメリカと共同して軍事的にも管理していく。ガルトウングのいう「AMPOの西方拡大」はこうした脈絡で捉えることができる。こうして、アメリカ、日本、EUによるグローバルな仕切り(地球の再分割)が生まれようとしている。

3 さて、こういう状況のもとで、「防衛政策」の正当化のための新しい切り口として、さしあたり次の二つを挙げておこう。

まず第一は、「人道的介入」である(10)。「人道的介入」は国際法上も、また実際の国際政治の上でもきわめて論争的な問題であり、とりわけ内政不干渉原則(国連憲章二条七項)や武力行使禁止原則(同四項)との関連で、鋭い緊張関係にある。「人権に国境なし」という人権の普遍化傾向と、国民国家の集合体という国連の現実態との狭間で、「人道的介入」は、今後、日本の「防衛政策」にも影響を及ぼしてくるだろう。ただ、この問題を軍事中心の「防衛政策」の問題として論ずるのは妥当ではない。介入の担い手と方法の問題が重要である(後述)。

第二に、「脅威」についての変化である。「脅威」の発生源は、冷戦時代にはもっぱら「仮想敵国」という国家であった。だが、敵国軍隊の大規模な着上陸作戦を想定して、師団タイプの大部隊の維持の必要性をどう説明するか。冷戦時代のような「アクチュアル・リアリティー」(眼

ある論者の表現を借りればこうなる(28)。「第二のモダーン」(U・ベック)というポスト産業社会的諸条件のもとでは、ブレ・モダーンで展開された対外政策の手法は意味を失い、「パワー」の源泉は大砲ではなく、コンピュータとなる。二一世紀の基調は「国家の世界」から「社会の世界」へ、である。紛争が起きた場合でも、「民主主義化のための介入は、厳格に非暴力で遂行されねばならない……もし暴力が適用されれば、そのもとでは、その戦略の奉仕

すべき市民が苦しむのである。この誤りをNATOはセルビアに対しておかしした」と。

武力紛争に介入するのは軍隊しかないという発想は、前世紀のものである。近年、紛争介入型NGOの活動が注目され、現に実績を挙げている(29)。このような努力のことを、「賢明なパワー」(Kluge Macht)というのである。

さて、前述した一八九九年の第一回ハーグ平和会議は、日本を含む二六カ国の政府代表による会議だった。だが、一〇〇年後の一九九九年五月、同じハーグで世界平和市民会議が、一〇〇カ国以上から約一万人のNGO・市民社会組織の参加で開催された(私も一日だけ参加)。注目されたのは、「二一世紀の平和と正義を求めるハーグ・アジェンダ」である。「公正な世界秩序のための一〇の基本原則」の第一項には、「各国議会は、日本国憲法第九条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」とある。日本国憲法九条は、「公正な世界秩序のための第一原則とされ、世界の平和運動によって普遍的なシ

ンボルとして認知された」と評価されている(30)。

もう一つ大事な視点は、アジアの安全保障枠組である。いま、アジア・太平洋地域における「人間の安全保障」の制度化の指向が注目される(31)。日米というビッグパワーによる仕切りではなく、アジア・太平洋諸国(日本もその一員として)の独自のイニシアティブによる平和枠組の創出の試みである。「太平洋の家」(Pacific House)が語られ、アジア太平洋経済協力会議(APEC)や、ASEAN地域フォーラム(ARF)が地道な成果を挙げている。もともとASEAN諸国では内政不干渉原則が極端に厳格に維持されていたが、一九九八年頃から他国の内政事項についても率直に話し合える柔軟な方向に変わってきたという。

国際社会が「国家世界」から「社会世界」への歩みを続けているなかで、既存の国際機関・組織のなかに未来に向けての可能性をもったものと、その歴史的使命を終えたものとを腑分けすることが重要だろう。たとえば、国連やOSCE、ARFは

も、そのための手段をもつことも可能であるとする(20)。だが、この説と一九五四年政府解釈の自衛力合憲論との距離はさほど遠くはなく、むしろ政府解釈の「補足意見」に近い説と言えよう。

自衛隊の機能面に着目して、戦力的機能違憲・国内災害援助活動合憲説もある(21)。自衛隊の災害派遣は本務としての自衛隊の余技の一部であり(少なくとも現在は)、一つの国家組織の合憲性の評価において、あれこれの機能を可分なものとして別異な処理をすることが果して可能なのか疑問である。

「穏和な平和主義」という形で、自衛のための何らかの実力組織の保持を完全には否定しない近年の説も注目される(22)。この見解は、自由立憲主義国家は何が人生の究極の意味かを教えないのであり、個人の生命と財産を守る国家の活動を前提にすれば、「公共財」としての「防衛サービス」を特定の価値観に基づいて否定することは立憲主義と両立しないとして、「絶対平和主義」と距離をとる(23)。また、一国の軍備完全放棄は、「力の空白」によって周

が、今世紀最後の党大会で、従来の自衛隊政策に重大な変更を加えた(26)。自衛隊違憲の立場は維持しつつも、その「段階的解消」の過程において、「急迫不正の主権侵害」の際に「自衛隊を活用する」という方針を決定したのである(二月二十四日)。

国民の生活等を守るために「可能なあらゆる手段を用いることは、政治の当然の責務である」とするが、「あらゆる手段」のなかに自衛隊法七六条の防衛出動も含まれることは明らかだろう。従来、憲法研究者の少なくとも一部分が、「万が一」の場合でも、憲法九条に適合的な、非軍事的な「可能なあらゆる手段」を尽くすという議論を対置してきたから、共産党の「転進」は政権欲しさのタクティクスということを超えて、同党の平和主義、とりわけ立憲主義理解に重大な疑念を惹起するものである。

置」をとることも想定してきた。古風な国家自衛権の立場から一歩も出ることなく、「自衛隊を、国民の安全のために活用することは当然である」(決議案)と言いつける感覚は、たとえ「理論的回答」だとしても、いずれの立場からも支持されないだろう。何よりも「活用」という言葉の傲慢・不遜さ(自衛隊員から見れば不快な表現だろう)もさることながら、「政治の当然の責務」という場合の「政治」や、無限定な「国家論」(上田耕一郎氏の発言)という言い回しには、国家機関ではない政党と、憲法尊重擁護義務を課せられている権力担当者との区別が自覚されておらず、憲法が権力の制限規範である点についての理解が疑われざるを得ない。自らが加わった政権が行う武力行使は「正義」であるという発想が背後にあるとすれば、きわめて危険である。いずれにしても、同党の憲法九条をめぐる議論は、あまりにも恣意的であり、知的誠実さを問われる性質のものである。

最後に、二一世紀に向けての、憲法の平和主義の発展方向について簡単に述べておこう。

五 二一世紀の安全保障政策の基調

1 J・ガルトゥングは「戦争の二〇世紀から平和の二一世紀への移行の鍵は、国家的なるものから非国家的なるものへの転換のなかにある」と特徴づけている(27)。平和と安全保障の担い手として、第一義的に国家ないし国家群が中心的役割を果たした時代から、非国家的なるもの、市民社会組織(NGO)が大きな役割を果たす時代が近づきつつある。

前者であり、NATOや日米安保体制は後者の典型である。二一世紀に発展性のある国際機関・組織がいま、市民社会組織(CSO)であるNGOとの有機的な連携をはかるようになっていくことは偶然ではないだろう。

六 むすび

——「しなやかな平和主義」

日本の「防衛政策」をめぐる状況ないし周辺環境に重点を置いて述べてきたが、最後に、これらの問題を論ずる際の一つの視点を提示しておきたい。それは、「質的軍縮」(qualitative Abtistung)の必要性である。現在、平和運動の理論的アドバイザーとなっているE・シュメーリング元海軍准将の指摘である(32)。「質的軍縮」とは、一方で軍事的能力の撤廃を、他方で、政治的・社会的心理的軍縮を意味する。後者は、「人間の頭のなかの軍縮」と言い換えられる(33)。教育への軍事的価値の浸透の阻止をはじめ、日常生活のなかでの軍事的価値の排除が求められる。ユネスコの「平和の文化」普

辺地域に不安定化をもたらすという認識が背後にある(24)。だが、この説が前提としている国際情勢認識や自衛隊の実態把握については疑問を覚える。とくに「自衛」から「人道的介入」にシフトしている現実に対して、どこまで自覚されているだろうか。もっとも、この説は議論の筋立ての妙に特徴があり、これを自衛隊合憲説と決めつけるのは早計だろう。違憲説の精緻化に寄与する議論も含み、具体的な論点ごとに議論するのが生産的だろう。

さらに、憲法九条と自衛隊をめぐる問題は「政治プロセスを通じて解決されるべきである」として、平和主義の問題をあえて憲法論のステージに乗せない説もある。この論者は、九条の問題を、「国会と立法権」という章の、国会の地位・組織・権限と並ぶ一つの節で論じている(25)。平和主義を相対化した議論の一つの到達点と言えよう。

2 憲法九条をめぐる憲法学説の状況を駆け足で見えてきたが、「政治」の世界でも流動化は進んでいる。たとえば、九〇年代に「護憲派」の色彩を濃厚に打ち出した共産党

そもそも共産党は、「非武装平和主義」を採用したことは一度もない。基本政策として長らく「中立自衛」をとってきたこともあって、憲法九条二項を「改正」して「自衛措

及の努力とも響き合う。

「頭のなかの軍縮」とは、端的に言えば、国家自衛権の呪縛から離脱することである⁽³²⁾。その上で、アジアの状況を見据えながら、憲法九条に違反する「現実」を徐々に変えていく、積極的な憲法政策論が求められている。それは「しなやかな平和主義」であり、かつ「高次の現実主義」にはかならない⁽³⁵⁾。

- (1) 一般に「防衛政策」とは、平和と独立、安全を確保するための国の諸施策の総体をいい、自衛権行使に必要な実力の保持を含意している。この意味での「防衛政策」は、憲法九条の平和主義との間で鋭い緊張関係にある。括弧をつけたのは、その意味を込めている。なお、筆者は政府の「防衛政策」に対する Alternative とし、憲法九条に適合的な安全保障のありようを提言してきた。とりあえず、拙著『現代軍事法制の研究』(日本評論社、一九九五年)「武力なき平和——日本国憲法の構想力」(岩波書店、一九九七年)参照。
- (2) K. H. Ziegler, Die Bedeutung des Westfälischen Friedens von 1648 für das europäische Völkerrecht, in: Archiv des Völkerrechts, 2/1999, S. 149, 151.
- (3) 拙稿「平和主義」(モリスブック『憲法がわかる』(朝日新聞社、二〇〇〇年)九一—一〇頁)。
- (4) A. Volmer, Heißen Frieden——Über Gewalt, Macht und das Geheimnis

- der Zivilisation, 1995, S. 141.
- (5) J. Galtung, Die Zukunft der Menschenrechte, — Vision: Verständigung zwischen den Kulturen, 2000, S. 126f.; J. Galtung/C. G. Jacobsen, Searching for Peace, 2000, p. 55-57.
- (6) T. O'Brien, Asia-Pacific Security: A New Zealand Viewpoint, in: R. G. Patman (ed.), Security in a Post-Cold War World, 1999, pp. 266-268.
- (7) 拙稿「人道的介入」批判の視点(法時七)巻二二号八八—九二頁。
- (8) U. Cremer/D. S. Lutz (Hrsg.), Die Bundeswehr in der neuen Weltordnung, 2000, S. 21-35.
- (9) Die Zeit vom 16. 11. 2000, S. 47; Die Welt vom 18. 11.
- (10) 詳しうは、拙稿「平和と人権」考(法時七)巻二二号六七—六八頁、同「基本法五〇年と軍事法制」同七二—七三頁。
- (11) 田村典彦(二陸佐)「国家はなぜ軍事力を持つか——軍事力の存在理由と存在意義」(一)陸戦研究一九九六年四月号五—六頁。
- (12) K. Schnalbach, Die Beurteilung von grenzüberschreitenden Militäreinsätze gegen den internationalen Terrorismus aus völkerrechtlicher Sicht, in: Neue Zeitschrift für Wehrrecht 5/2000, S. 177-186.
- (13) 中村好寿(元陸自幹部学校教官)・水島朝穂対談「憲法と自衛隊」(法二〇〇〇年八月号)三—一〇頁。
- (14) 拙稿「自衛隊の平和憲法的解編構想」(深瀬忠一他編『恒久世界平和のために』(勁草書房、一九九八年)五八九—六

- 一七頁。
- (15) 『朝日』二〇〇〇年一月九日付。
- (16) 樋口隆一「憲法」(青林書院、一九九八年)四三八頁、山内敏弘「平和憲法の理論」(日本評論社、一九九二年)一九〇頁以下、浦田一郎「現代の平和主義と立憲主義」(同、二〇〇〇年)一三九頁以下、浦田法穂「全訂憲法学教室」(同、二〇〇〇年)四一三—四一五頁、阪本昌成「憲法理論」(成文堂、二〇〇〇年)二四五頁など。
- (17) 浦部・前掲注(16)四五四—四六五頁。
- (18) 最新の成果は、深瀬・前掲注(14)参照。
- (19) 橋本公宣『日本国憲法(改訂版)』(有斐閣、一九八八年)四三三頁。
- (20) 佐藤幸治「憲法(第三版)」(青林書院、一九九五年)六五三—六五五頁。なお、戸波江二「憲法(新版)」(きょうせい、一九九八年)一〇〇頁は、自衛隊の合憲性を前提にする言いがち。
- (21) 内野正幸「憲法解釈の論点・三版」(日本評論社、二〇〇〇年)二二五頁。
- (22) 長谷部恭男「平和主義の原理的考察」(憲法問題一〇号(一九九九年)五九—六三頁)。
- (23) 同「民主主義国家は生きる意味を教える」(紙谷雅子編『日本国憲法を読み直す』(日本経済新聞社、二〇〇〇年)五八—六二頁)。
- (24) 同「憲法」(新生社、一九九六年)七三頁。
- (25) 松井茂記『日本国憲法』(有斐閣、一九九九年)一八九—二〇三頁。
- (26) 朝日新聞二〇〇〇年十一月二五日付。詳しくは、<http://www.jcp.or.jp/>



特集・世紀の転換点に憲法を考える

国際化と憲法

I 総論

藤田久一 ●ふじた・ひさかず ●神戸大学教授

一 国際化時代の法関係

「国際化」時代といわれてすでに久しい。人、物、資金、情報などが国境あるいは主権国の壁をこえて国際社会に飛び出し自由に往来する「国際化」ないしグローバルゼーションは二一世紀にはさらに加速するであろう。このような時代には、国際社会——基本的にはなお主権国の併存社会であるが、そこに個別国間の利害を超えた国際関心事項、さらに国際公益が認められるから以下「国際共同体」(コミュニティ)という——が国に対してさまざまな面で協力を要請すると同時に、国の側から国際共同体への要請もなされよう。双方の協力や相互補完が求められる。法分野では、国際共同体に妥

当する国際法と主権国の最高法規としての憲法との関係が問われている。日本国憲法前文の国際協調主義にもとづく平和主義、九条の戦争放棄、九八条二項の国際法遵守の規定は、この関係を表明したものであるといえる。

二 憲法と国際法——条約および確立された国際法規の関係

憲法と国際法の関係については、学説上、その妥当根拠(効力の根拠)をどちらに求めるかという観点から憲法優位または国際法優位の一元論と両者は別個の妥当根拠をもつとする二元論が対立してきた。今日では国際法と国内法の現実的機能を直視して、二元論が有力である。そうで

あるからこそ、一層両者の関係が問われるのである。国際法と国内法(憲法)の効力関係についてみると、国際関係では「国際法が国内法を破る」という原則が妥当し、逆に、国内では「国内法が国際法を破る」といいうる。前者は、違憲条約の国際法上の効力について議論がある(条約法条約四六条参照)ものの、他にはあまり問題にされることがない。もっとも、国内法とくに憲法の基本原理またはそれに基づく国家機関の一方的約束——たとえば外務大臣が国連総会で日本の非核三原則を表明する場合——に国際法上の効力(拘束力)が認められることもありうる⁽¹⁾。後者については、憲法九八条二項は、条約および確立された国際法規の国内的効力を認めている。では、

条約および確立された国際法規は、憲法を頂点とする国法秩序のどこに位置づけられるか。国際協調主義を重視して憲法優位説をとる見解⁽²⁾もあるが、一般には民主主権主義を重視して(八一条・九六条・九八条一項を勘案)、条約は憲法より下位、法律より上位とみられている。ここで九八条二項の「条約」とは、憲章、規約、協定、取り決めなどその名称の如何をとわず国際約束(外務省設置法四参照)を意味すると考えられる。したがって、国際約束には、国会承認条約(憲法七三条三号)⁽³⁾のみならず、外交関係の処理(七三条二号)の一環として行政府限りで締結される簡略形式の条約(いわゆる行政取決め)も含まれる。ところで、この国際化時代において、日本政府が締結する行政取決め